



島原地域広域市町村圏組合概要

令和 8 年 6 月

はじめに

島原地域広域市町村圏組合は、島原市、雲仙市、南島原市の3市が連携協力して、各構成市の枠を超えた広域的な事務を行うために設立された一部事務組合です。

目次

1. 組合概要	1
2. 組合のあゆみ	2
3. 構成市	3
4. 共同処理事務	4
5. 組織・組織図	5
(1) 不燃物ごみ処理	6
(2) 電算	8
(3) 介護保険	10
(4) 消防本部	12
[資料]	
島原地域広域市町村圏組合同規約	14

1. 組合概要

(1) 設立根拠

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条
第 2 項の規定に基づく一部事務組合

(2) 設立年月日

昭和 46 年 4 月 1 日(広域行政機構としては協
議会で昭和 44 年 7 月に発足している。)

(3) 所在地

〔事務局〕

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327
(島原市役所有明庁舎 3 階)

○総務課 : TEL(0957)61-9100/FAX(0957)68-1126

○電算課 : TEL(0957)61-9115/FAX(0957)68-1126

○介護保険課

〈総務企画係〉

TEL(0957)61-9101/FAX(0957)61-9104

〈地域支援係〉

TEL(0957)61-9102

〈認定係〉

TEL(0957)61-9103

〈給付係〉

TEL(0957)61-1104

〈業務係〉

TEL(0957)61-1105

〔会計課〕 (島原市役所 1 階)

〒855-8555 長崎県島原市上の町 537

TEL(0957)63-1111(内線 161)

〔消防本部〕

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町 872-2

○ 総務課

TEL(0957)62-7711/FAX(0957)62-3133

○ 予防課

TEL(0957)62-5857

○ 警防課

TEL(0957)62-3080

○ 指令課

TEL(0957)65-5151/FAX(0957)63-6983

■島原消防署

〒855-0033 長崎県島原市新馬場町 872-2

TEL(0957)62-0119/FAX(0957)62-5893

○ 北分署

〒859-1306 長崎県雲仙市国見町神代己 111-3

TEL(0957)78-2870/FAX(0957)78-2906

■南島原消防署

〒859-2212 長崎県南島原市西有家町須川

1218-17

TEL(0957)82-2479/FAX(0957)82-2572

○ 布津分署

〒859-2113 長崎県南島原市布津町丙 2812-1

TEL(0957)72-2383/FAX(0957)72-4220

○ 口之津分署

〒859-2504 長崎県南島原市口之津町丙

2093-7

TEL(0957)86-2098/FAX(0957)86-2149

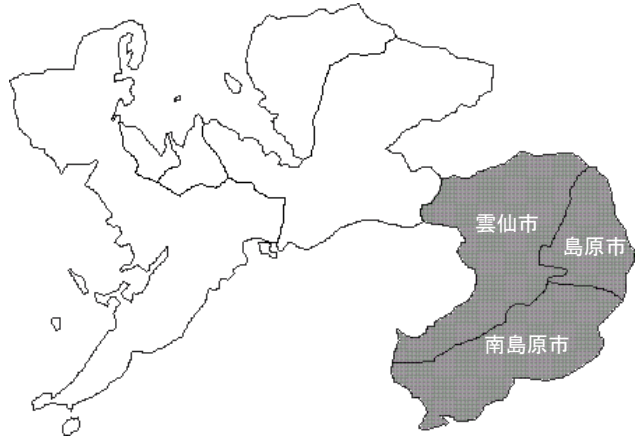
2. 組合のあゆみ

昭和 44 年 7 月 島原地域を広域市町村圏(1 市 7 町)に指定 (瑞穂町～島原市～西有家町) 島原地域広域市町村圏協議会設置 (広域行政機構) 昭和 45 年 3 月 広域市町村圏基本構想基本計画を策定 昭和 45 年 4 月 島原地域消防福祉組合発足(1 市 7 町) (常備消防救急業務、伝染病隔離病舎事業開始) 昭和 45 年 8 月 南部 4 町の編入 (加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町) 昭和 46 年 4 月 島原地域広域市町村圏組合発足(1 市 11 町) (組合事務局を設置、消防救急業務開始) (島原地域消防福祉組合を島原地域福祉組合に 改組、伝染病隔離病舎事業のみとなる。) 昭和 48 年 4 月 電算事業、不燃物ごみ処理事業を開始 平成 7 年 10 月 ふるさと市町村圏に選定(基金 10 億円を造成) 平成 9 年 4 月 ふるさと市町村圏事業を開始 平成 11 年 6 月 島原半島西部 5 町の加入 (吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町) 介護保険業務を開始(1 市 16 町で共同処理) 平成 13 年 3 月 島原地域ふるさと市町村圏計画基本構想基本計画(第 4 次)を策定 平成 15 年 4 月 事務局会計課を設置	平成 17 年 10 月 10 日 国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・小浜町及び南串山町が脱退 11 日 雲仙市が加入(2 市 9 町) 平成 17 年 12 月 31 日 有明町が島原市に編入合併されるため脱退(2 市 8 町) 平成 18 年 3 月 30 日 加津佐町・口之津町・南有馬町・北有馬町・西有家町・有家町・布津町及び深江町が脱退 31 日 南島原市が加入(3 市) 平成 18 年 4 月 消防本部指令課を設置 消防署を 2 署体制とする 平成 19 年 4 月 収入役を廃止し会計管理者を置く 平成 23 年 3 月 ふるさと市町村圏事業を廃止 不燃物ごみ処理事業から雲仙市が脱退 平成 27 年 4 月 電子計算機に関する事務から雲仙市が脱退 令和 8 年 4 月 有馬分署を南島原消防署に統合
--	--

3. 構成市

(1) 構成市の名称

- ① 島原市（しまばら し）
- ② 雲仙市（うんぜん し）
- ③ 南島原市（みなみしまばら し）



(2) 構成市の人口等の動向

人口は、住民基本台帳でみて、令和 7 年に 122,277 人であったが、令和 8 年には 120,252 人へと減少傾向が続いています。また人口構成でみると、高齢者人口（65 歳以上）は令和 8 年 3 月末には約 39.81%となっており、高齢化が進んでいます。

住民基本台帳人口（令和 8 年 3 月末現在）

区 分	人口(人)	65 歳以上(人)	高齢化率(%)	世 帯
島 原 市	40,863	15,574	38.11	19,866
雲 仙 市	39,927	14,966	37.48	17,836
（旧国見町）	9,215	3,449	37.43	3,858
（旧瑞穂町）	4,267	1,757	41.18	1,928
南 島 原 市	39,472	17,329	43.90	18,279
計	120,252	47,869	39.81	55,981

4. 共同処理事務

本組合で行っている共同処理事務の状況は、次表のとおりです。区域は、島原市、雲仙市（旧瑞穂町・国見町地区のみ）及び南島原市ですが、介護保険業務のみ半島全域で取り組んでいます。

共同処理事務状況

区 分	島原市	雲仙市		南島原市
		旧国見町 旧瑞穂町	その他区域	
不 燃 物 ご み 処 理	○	-	-	○
電 算	○	-	-	○
介 護 保 険	○	○	○	○
常 備 消 防 ・ 救 急	○	○	-	○

5. 組織・組織図

(1) 議会（規約第2章）

議員定数/15人

議員構成/各構成市議会の議員から5人を選出
任期/各構成市議会の議員としての任期
定例会/年2回

(2) 執行機関（規約第3章）

管理者/1人（議会の選任）

副管理者/2人（管理者以外の構成市長）

会計管理者/1人（管理者が職員のうちから任命）

監査委員/2人（識見を有する者、議会選出の者）

(3) 補助職員（定数条例）

管理者事務部局の職員/40人（定数51人）

消防の事務部局の職員/144人（定数145人）

(4) 調査会（附属機関、設置条例）

趣旨/地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置、管理者の要請に基づき、組合の共同処理事務について調査研究し、必要な調整を行う機関

委員/12人（定数13人）

構成/構成市の副市長及び職員、長崎県島原振興局の職員、組合の職員

※幹事会（調査会の下部組織、委員9人）

定数・実数

区 分	定 数	実 数
議会	15人	15人
監査委員	2人	2人
調査会	13人	12人
事務局職員	51人	40人
消防本部職員	145人	144人
組合職員計	196人	184人

区 分	課 名
事務局 局長1人	総務課6人
	電算課4人
	介護保険課28人
会計課1人	
消防本部 消防長1人 次 長1人	総務課5人（兼務者除く）
	予防課5人
	警防課5人（兼務者除く）
	指令課11人
	島原消防署53人（次長兼署長除く） 南島原消防署63人

（令和8年4月1日現在）

※会計年度任用職員は除く

※消防本部：1人消防学校派遣（教官）は実数から除く

※消防本部：1人防災航空隊派遣は実数から除く

組織図

監査委員

管理者

副管理者

調査会

議会

会計管理者

会計課

事務局

総務課

総務係
企画係
事業係 (広域クリーンセンター)

電算課

管理係
開発係
業務係

介護保険課

総務企画係
業務係
認定係
給付係
地域支援係

消防本部

総務課

総務係
経理係

予防課

予防係
危険物係

警防課

警防係
救急救助係

指令課

指令1係
指令2係

島原消防署

消防1課

庶務係
消防係
防急係

消防2課

庶務係
消防係
防急係

北分署

消防1係
消防2係

南島原消防署

消防1課

消防係
防急係

消防2課

消防係
防急係

布津分署

消防1係
消防2係

口之津分署

消防1係
消防2係

不燃物ごみ処理

① 廃棄物の発生抑制と適正処理

最近の廃棄物を取り巻く環境は、生活様式の多様化などにより、ごみ排出量の増大、ごみ質の多様化、最終処分場の逼迫、不法投棄の増大など、さまざまな問題を抱えており、これまでの大量生産・大量消費の生活様式を改め、廃棄物を出さない社会、地球にやさしく環境負担の少ない「資源循環型」の社会への転換を迫られています。

本組合も、平成5年度から現在の広域クリーンセンター（最終処分場）を供用開始し、併せてリサイクルをより効果的かつ効率的に行うため、中間処理を民間施設の島原リサイクルプラントへ全部委託しています。

さらに令和5年度からは、広域クリーンセンター（最終処分場）の管理についても、中間処理業者へ全部委託しています。

構成市においても、一般廃棄物処理基本計画及び分別収集計画等を策定され、廃棄物の発生抑制及び適正処理を推進されています。

本組合としても、これらの計画を指針に「資源循環型」の社会形成を目指すとともに、廃棄物の迅速かつ適正な処理による地域住民の快適な生活環境づくりのため、地域住民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化・リサイクルを推進することとしています。

② 対象区域

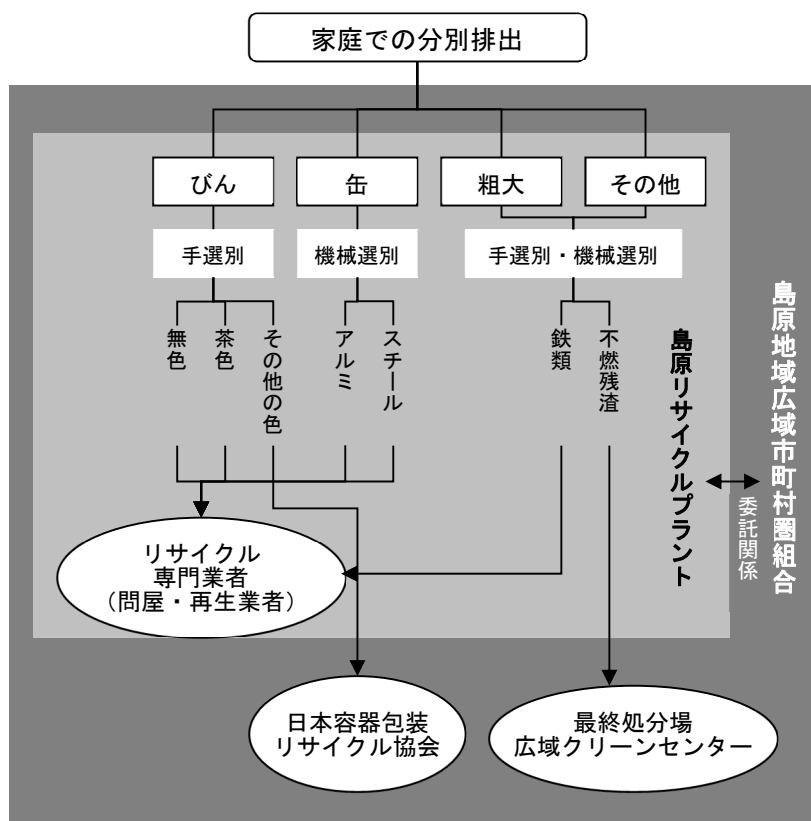
島原市、南島原市の2市を区域



③ 一般廃棄物（不燃物ごみ）の現況

対象区域内で排出された不燃物ごみ処理の流れは、次表のとおりです。構成市が収集運搬した家庭系一般廃棄物は、島原リサイクルプラントに搬入された後、びん・缶・その他金属などに分けられ、リサイクルします。残渣については、広域クリーンセンターで埋立処分しています。

中間処理（島原リサイクルプラント）の概要



④ 本組合等の一般廃棄物処理施設整備状況

事業主体	事業内容	施設規模	施工年度	対象市
島原地域広域市町村圏組合	不燃性廃棄物 最終処分場	59,200 m ³	3～4	島原市 南島原市
島原リサイクルプラント	中間処理 (再資源化)	30 t / 日	4	

⑤ 不燃性廃棄物最終処分場の残余容量について

残余容量調査測量調査を一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第2項19号の規定に基づき令和8年4月16日に実施しています。

全体容量 (m ³)	埋立容量 (m ³)	割合 (%)	残余容量 (m ³)	割合 (%)	残余年数 (年)
59,200	43,400	73.3	15,800	26.7	22

電 算

① 広域電算処理事務

本組合では、昭和 48 年から島原半島の税務情報を中心とする行政事務を広域で電算処理してきました。

また、複雑・多様化する行政需要に対するために次頁の「行政情報システム展開図」のとおり、逐次、適用業務を拡大充実してきました。

平成 17 年度では、島原半島のすべての市町がそれぞれ合併して、新体制に対応した新たなプログラムへの移行作業を行いました。

平成 26、27 年度では汎用(メインフレーム)系システムからオープン系の新システムへの更改を行い、住記や税、介護保険などの制度改正に伴うシステム改修を行うとともに、電算基幹システムの保守管理や構成市からの要望・問合せに対応してまいりました。

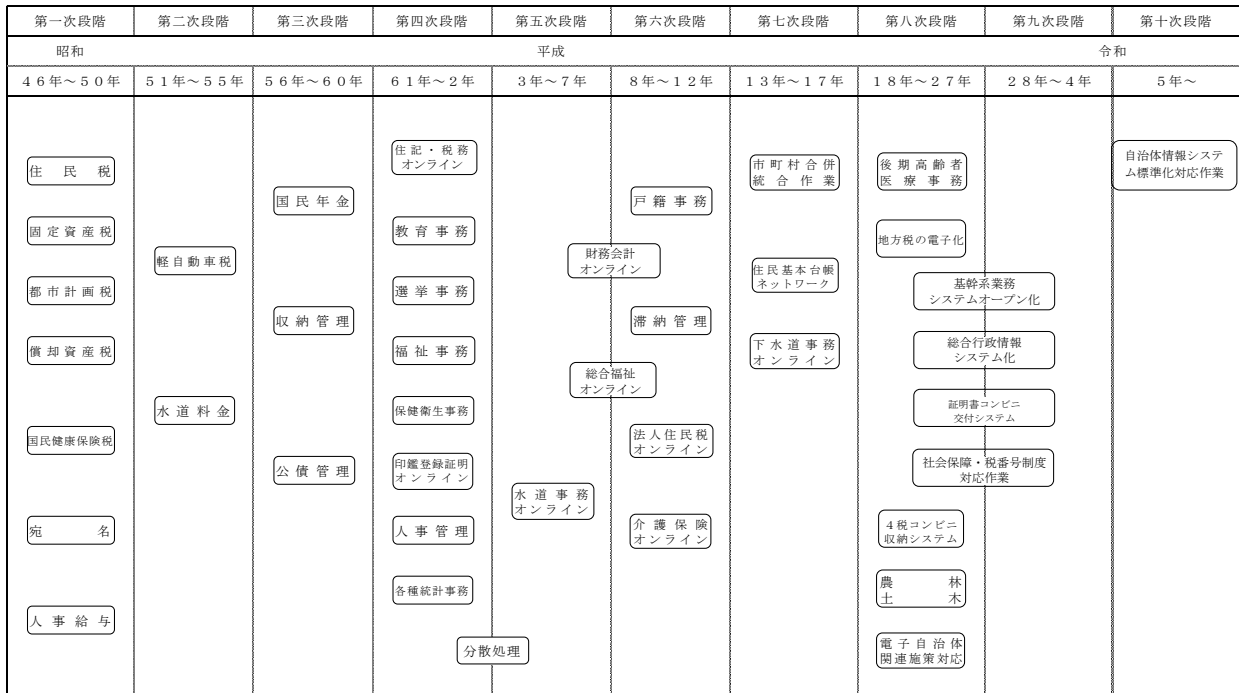
令和 5 年度からは、住民基本台帳や戸籍など計 20 業務の基幹システムについて、国が示す標準仕様に合わせた標準準拠システムへの移行作業を行い、令和 7 年度に本稼働しました。

② 対象区域図

島原市、南島原市の 2 市を区域とします。



行政情報システム展開図



島原広域業務システム一覧

項番	システム名	島原市	南島原市	広域圏	備考
1	住民記録システム	○	○		
2	印鑑登録システム	○	○		
3	住民基本台帳ネットワークシステム(連携分)	○	○		
4	国民健康保険システム(資格、税)	○	○		
5	後期高齢者医療システム	○	○		
6	宛名管理システム(住登外、送付先、共有者)	○	○		
7	国民年金システム	○	○		
8	外字管理システム	○	○		
9	国民投票システム	○			
10	選挙管理システム	○	○		
11	児童手当システム	○			
12	介護保険システム			○	
13	介護予防ケアマネジメントシステム			○	
14	住民税システム	○	○		
15	固定資産税システム(土地、家屋、償却資産、都市計画)	○	○		
16	軽自動車税システム	○	○		
17	収納管理システム	○	○		
18	口座・納組管理システム	○	○		
19	水道システム	○	○		
20	下水道システム	○	○		
21	教育システム	○	○		
22	衛生システム	○			
23	戸籍システム	○	○		
24	人事給与システム	○		○	
25	財務会計システム	○		○	
26	福祉システム	○			
27	子ども子育て支援システム	○			
28	滞納管理システム	○			
29	就学支援システム	○			

介護保険課

① 介護保険制度の現状

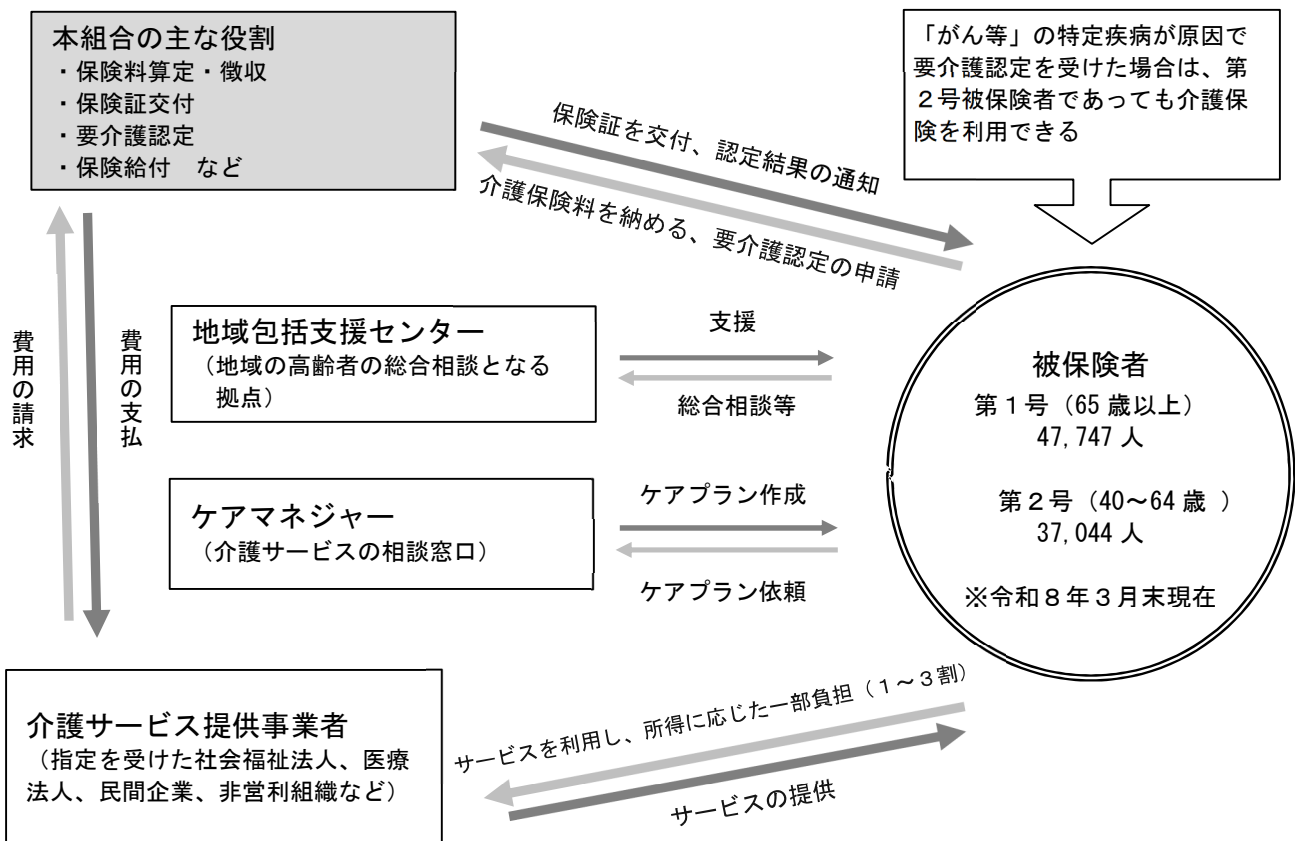
我が国では、令和7（2025）年には「団塊の世代」全てが75歳以上となり、令和22（2040）年には、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

島原半島においては、都市部よりも速いスピードで高齢化が進行しており、高齢化率が38.3%と3人に1人以上が高齢者という状況であり、「健康寿命の延伸」に向けた介護予防・健康づくりの推進や、多様なニーズに対応した介護・医療・生活支援の提供、認知症施策の総合的な推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上などが求められています。

このような状況の中、第9期介護保険事業計画では、「元気みなぎる支え合いの島原半島」を基本理念に掲げ、圏域の高齢者がその持てる力を存分に発揮し、世代を超えた支え合いによって、誰もが健康で安心して生活ができ、いつまでも元気に自立した生活を送れる地域づくりを目指します。

また、基本理念の実現のため、「住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島」、「高齢者が自立した、健康長寿の島原半島」、「安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島」、「生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島」、「介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島」の5つの基本目標を掲げて、基本施策を推進していきます。

② 介護保険制度のしくみ



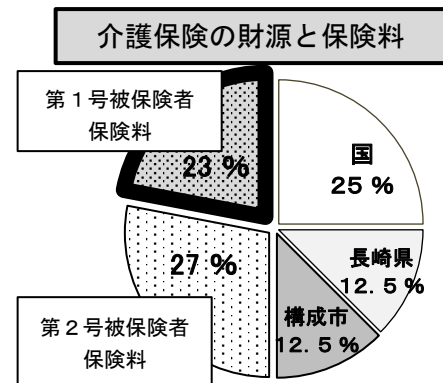
介護保険料の財源は、国・県・構成市の負担金で半分を公費負担、残りの半分が介護保険料です。

○第1号被保険者保険料（65歳以上）

- ・普通徴収：年金が年額18万円未満の方は本組合徴収
- ・特別徴収：年金が年額18万円以上の方は年金天引き

○第2号被保険者保険料（40～64歳）

- ・医療保険者（国保、健保組合等が社会保険診療報酬支払基金へ一括納付して介護保険者へ交付）



③ 介護保険料（基準月額）の推移

（単位：円）

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
年 度	H12～H14	H15～H17	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R02	R03～R05	R06～R08
基準月額	3,100	4,050	5,380	4,813	5,375	5,791	6,500	6,500	6,300

④ 認定者（第1号被保険者）の推移

（単位：人）

区 分	R03	R04	R05	R06	R07
認定者	10,441	10,200	10,270	10,306	10,343
第1号被保険者	48,207	48,022	48,028	47,822	47,747
認定率(%)	21.66%	21.24%	21.88%	21.55%	21.66%

⑤ 介護給付費の推移

（単位：千円）

区 分	R03	R04	R05	R06	R07
居宅サービス	6,279,063	6,177,043	6,210,544	6,422,682	6,583,723
地域密着型サービス	4,322,833	4,265,469	4,403,661	4,447,945	4,429,389
施設サービス	4,926,041	4,961,255	4,940,684	5,074,458	5,063,569
特定入所者介護サービス	649,883	612,862	602,474	596,299	561,576
高額介護サービス	377,259	381,402	388,010	409,062	415,655
高額医療合算介護サービス	58,537	55,992	53,387	52,053	54,270
福祉用具購入費	20,883	22,399	24,667	27,592	27,656
住宅改修費	46,727	56,600	60,333	59,218	55,736
その他諸費	14,665	14,575	14,545	14,785	14,953
合計	16,695,891	16,584,678	16,698,305	17,104,094	17,206,527

⑥ 地域支援事業（主な事業の参加者実績）

（参加者数／開催回数）

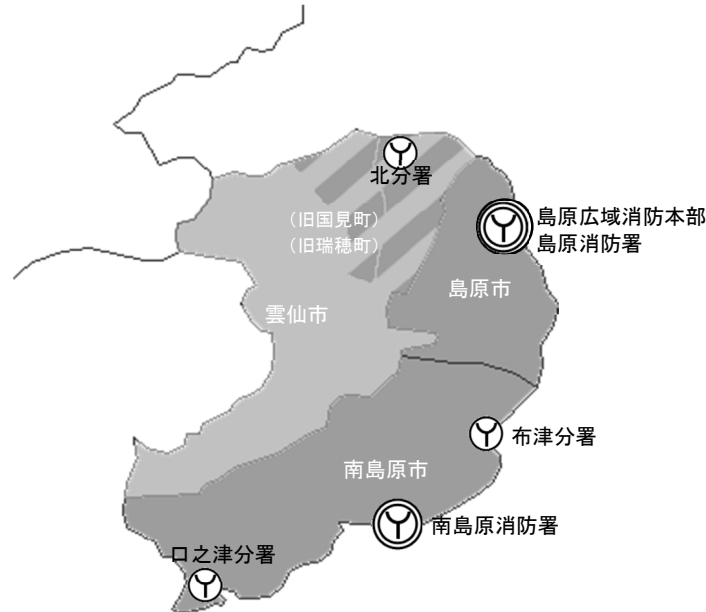
区 分	R03	R04	R05	R06	R07
一般介護予防事業 （介護予防教室）	20,979 人 /1,216 回	16,671 人 /724 回	17,630 人 /731 回	19,138 人 /736 回	21,196 人 /743 回
認知症総合支援事業 （認知症カフェ）	807 人/80 回	916 人/88 回	1,035 人/113 回	983 人/95 回	844 人/76 回
家族介護支援事業 （家族介護教室）	93 人/6 回	294 人/21 回	266 人/21 回	156 人/20 回	176 人/22 回

消 防 本 部

① 消防本部・消防署

本地域は観光地として魅力がある反面、海岸線に長く連なった地形にあり、消防においては、厳しい環境となっています。現在の火災をはじめとする各種災害は、生活様式の変化などにより複雑多様化しており、多くの課題が認識されているところです。また、高齢社会の到来などにより、救急件数の増加が著しく、地域住民の消防へのニーズは、より高度な救急対策を求められているところです。管内図のように広域による常備消防・救急業務を実施しています。

管内図



② 組織体制

(1) 消防組織

常備消防である本組合の令和8年4月1日現在の組織体制は、消防本部1、消防署2、分署3、消防職員144名で、構成市（雲仙市は一部）の全てをカバーしています。

また、常備化が進展した今日であっても、地域の消防防災に果たす消防団の役割は依然として重要なものがあり、常備消防と密接した連携体制にあります。

消防職員配置状況

階級		消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	計	
所 属	消 防 本 部	1	1	7	7 (4)	10	2		28	(4)
	島 原		(1)	2	8	12	5	11	38	(1)
	北分署			1	2	7	2	3	15	
	小計		(1)	3	10	19	7	14	53	(1)
南 島 原	本署		1	2	6	12	10	2	33	
	布津分署			1	2	5	3	4	15	
	口之津分署			1	3	6	2	3	15	
	小計		1	4	11	23	15	9	63	
合 計		1	2	(1)	14	28 (4)	52	24	23	144 (5)

※ () は兼務

(2) 庁舎

本組合消防本部の庁舎は平成 18 年 5 月から運用開始しました。島原消防署と併設し、鉄筋コンクリート 4 階建、通常の 1.25 倍の耐震強度を備え、高い安全性をコンセプトに、バリアフリー・省エネ対策に重点を置いた構造となっています。

また、本庁舎は指令センターも配備しており、最新鋭の指令システムの導入により、119 番通報から現場到着までの更なる迅速化と効率化を図っています。

消防署各庁舎老朽化に伴い、随時庁舎建て替えを行っており、地域防災活動の拠点として活用できる施設になり、地域住民の方々の安全な暮らしと財産を守っています。

消防庁舎の現況

区分 庁舎名	所在地	建 築 年月日	構 造 階 数	面積 (㎡)		
				敷地	建築	延べ
消防本部 島原消防署	島原市新馬場町	H18. 03. 24	鉄筋コンクリート 4 階建	5, 422	1, 554	3, 752
北分署	雲仙市国見町	H26. 05. 31	鉄筋コンクリート平屋	3, 232	474	463
南島原消防署	南島原市西有家町	H23. 03. 25	鉄筋コンクリート 2 階建	3, 272	720	1, 385
布津分署	南島原市布津町	H28. 03. 04	鉄筋コンクリート 2 階建	1, 371	319	480
口之津分署	南島原市口之津町	R04. 03. 28	鉄筋コンクリート平屋	2, 860	484	463

(3) 消防車両

消防車両等について、消防本部、消防団とも消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の整備が進み、機動力の強化が図られています。

消防本部車両配置状況

車両名	本 部	指 揮	連 絡	広 報	査 察	は し ご	水 槽 付 き	ポ ン プ	高 規 格 救 急 車	救 助 工 作 車	資 機 材 搬 送 車	防 火 広 報 車	計	担当区域
所属	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車		
消 防 本 部	1	1	1	1	1							1	6	全 域
島 原 消 防 署	本 署					1	2	1	3	1	1		9	島原市全域
	北 分 署			1			1		1				3	雲仙市 国見町 瑞穂町
	小 計			1		1	3	1	4	1	1		12	
南 島 原 消 防 署	本 署	1		1			1	2	2	1	1		9	南島原市 有家町 西有家町 北有家町 南有馬町
	布 津 分 署			1				1	1				3	布津町 深江町
	口 之 津 分 署			1				1	1				3	口之津町 加津佐町
	小 計	1		3			1	4	4	1	1		15	
	合 計	1	2	1	5	1	4	5	8	2	2	1	33	

規 約

第1類 総規

第1章 組合設立

島原地域広域市町村圏組合格約

昭和46年4月1日長崎県指令46島振総第268号許可

変更 昭和47年4月1日長崎県指令47島振総第195号許可

平成元年4月1日長崎県指令1島振総第55号許可

平成8年2月21日長崎県指令7島振総第203号許可

平成11年5月7日長崎県指令11島振地第12号許可

平成17年10月7日長崎県指令17島振地第158号許可

平成17年12月27日長崎県指令17島振地第223号許可

平成18年3月30日長崎県指令17島振地第284号許可

平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可

平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可

平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可

平成25年8月6日長崎県指令25地振第448号許可

平成25年11月8日長崎県指令25地振第708号許可

平成28年1月22日長崎県指令27市町村第416号許可

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を処理する。

(1) 常備消防及び救急業務に関する事務

(2) 電子計算機の導入並びに電算センターの建設及び管理運営に関する事務（雲仙市を除く。）

(3) 不燃物ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務

(4) 介護保険業務の管理運営に関する事務（被保険者からの各種申請・届出にかかる受付業務を除く。）

2 前項に規定する事務を共同処理する市のうち、雲仙市にあっては、同項第1号及び第3号に掲げる事務（第3号については平成22年度までに収集された不燃物ごみの処理を行うものに限る。）を旧国見町及び旧瑞穂町の区域で行う。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、島原市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の任期)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、15人とし、関係市の議会において当該議会の議員のうちからそれぞれ5人を選出する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、その議員の属していた関係市の議会において速やかにこれを補充しなければならない。

3 組合議員の任期は、関係市の議会の議員としての任期とする。

第6条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会で選挙する。

3 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行なう。

4 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行なわせる。

5 第2項及び前項の規定により選挙を行なう場合において議長の職務を行なう者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行なう。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合に、管理者1人及び副管理者2人を置く。

2 管理者は、組合の議会において関係市の長のうちからこれを選任する。

3 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもつて充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長としての任期とする。

(会計管理者)

第8条 組合に会計管理者1人を置き、次条の職員のうちから管理者がこれを任命する。

(補助職員)

第9条 第7条に規定する者のほか条例の定めるところにより、職員を置く。

2 職員は、管理者が任免する。ただし、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、知識経験を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期とする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、組合所有財産及び事業により生ずる収入その他法令により組合に属する収入をもつてこれに充てるほか、不足額は、次の各号に定める基準により組合の議会の議決を経て関係市が負担する。

(1) 通常の運営に要する経費の市別負担割合は、平等割を100分の20及び人口割を100分の80とする。

- (2) 第3条第1項第1号から第3号までの各号の事業に要する経費の市別負担割合は、人口及び消防費に係る基準財政需要額等を基礎として事業別に定める。ただし、第3条第1項第2号に規定する事業に要する経費の市別負担割合については、雲仙市を除くものとする。
- (3) 第3条第1項第4号の事業に要する経費の市別負担割合は、人口及び高齢者比率等を基礎として別に定める。
- 2 前項第1号及び第2号の負担割合の算定に必要な人口の基準は、最近の国勢調査人口とし、前項第3号の負担割合の算定に必要な人口の基準は、前年の10月1日の住民基本台帳人口とする。
- 3 投資、災害、事故その他特別の事由による臨時的経費の支出に充てる負担金については、第1項の規定にかかわらず、組合の議会の議決を経て、特別の基準を定めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第12条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第3条第3号に規定する事務については、長崎県知事の許可を受け、別に管理者が定めた日から施行する。
- 2 島原地域消防福祉組合格約（昭和45年3月28日議決）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島原地域福祉組合格約

第1条中「島原地域消防福祉組合」を「島原地域福祉組合」に改める。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、島原伝染病院に関する事務を処理する。

第10条中第1号を削り、第2号中「前号の規定による人口とする」を「当該年度前の直近の国勢調査人口による」に改め、同号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削る。

附 則（昭和47年4月1日長崎県指令47島振総第68号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成元年4月1日長崎県指令1島振総第55号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行し、変更後の島原地域広域市町村圏組合格約の規定は、昭和64年4月1日から適用する。

附 則（平成8年2月21日長崎県指令7島振総第203号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成11年5月7日長崎県指令11島振地第12号許可）

この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成17年10月7日長崎県指令17島振地第158号許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における雲仙市が負担すべき経費の負担金等の額については、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定により算出して得られる旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧小浜町及び旧南串山町が負担すべき経費の負担金等の合計額とする。
- 3 雲仙市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、島原地域広域市町村圏組合規約第12条の規定により旧国見町及び旧瑞穂町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成17年12月27日長崎県指令17島振地第223号許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における島原市が負担すべき経費の負担金の額については、島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、同条の規定により算出して得られる島原市及び旧有明町が負担すべき経費の負担金の合計額とする。
- 3 島原市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、島原地域広域市町村圏組合規約第12条の規定により島原市及び旧有明町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成18年3月30日長崎県指令17島振地第284号許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度における南島原市が負担すべき経費の負担金の額については、この規約による変更後の島原地域広域市町村圏組合規約第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日前において、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合規約（以下「変更前の規約」という。）第11条の規定により算出して得られる旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担すべき経費の負担金の合計額とする。
- 3 南島原市が負担すべきふるさと市町村圏基金の出資金の額については、この規約の施行の日前において、変更前の規約第12条の規定により旧加津佐町、旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町及び旧深江町が負担していたふるさと市町村圏基金の出資金の合計額とする。

附 則（平成19年3月28日長崎県指令18島振地第145号許可）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、収入役が現に在職する場合においては、この規約による変更後の島原地域広

域市町村圏組合同規約第8条の規定は適用せず、この規約による変更前の島原地域広域市町村圏組合同規約第8条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年10月28日長崎県指令22市町振第464号許可）
この規約は、長崎県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成23年1月20日長崎県指令22市町振第644号許可）
この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日長崎県指令25市町振第448号許可）
この規約は、長崎県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成25年11月8日長崎県指令25市町振第708号許可）
この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月22日長崎県指令27市町村第416号許可）
この規約は、長崎県知事の許可のあった日から施行する。

島原地域広域市町村圏組合

〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊 1327

（島原市役所有明庁舎）

TEL（0957）61-9100（総務課）

FAX（0957）68-1126（総務課）

<https://www.shimabara-area.net>